

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件

原告 西清孝ほか1名

被告 国

回 答 書 (2)

令和8年2月24日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

被告指定代理人

荻 野 文 則

岡 本 春 菜

田 湯 夕 奈

浅 利 有 美

青 木 翔 也

戸 取 謙 治

小 川 貴 裕

大 野 智 己

今 村 謙 介

石 川 舞 子

宮 村 開 人

石川亮太

神戸翼

被告は、本書面において、第5回口頭弁論期日（令和8年1月23日）における原告ら指摘に係る求釈明事項に対し、必要と認める範囲で回答するとともに（後記第1）、同期日における裁判長からの求釈明事項に対する被告の回答の趣旨について、補足して説明する（後記第2）。

なお、略語等については、本回答書において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 原告らの求釈明事項について

1 原告らの求釈明事項

被告が、令和8年1月13日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）第3の1(2)イ（15ページ）において、本件各規定の憲法14条1項適合性に関し、「民法750条は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねている」ところ、いずれの夫婦も、同法739条1項の婚姻の届出を行うに当たり、夫婦が称する氏を届書に記載等していることからすれば、「基本的には、明示又は少なくとも黙示にはその自由意思により協議を行い、それが成立しているものと捉えるべきであり」、「原告らが指摘する個々のアンケート結果（甲A159、A296、A297）をもって、一般的に、夫婦において婚姻制度が想定する（平成27年大法廷判決が判示する）ところの「協議」が行われていないということとはできない」と述べたことに対し、原告らは、上記の「（平成27年大法廷判決が判示する）」とは、平成27年大法廷判決のどの部分の説示を踏まえての主張なのかを明らかにするよう求めている。

2 前記1の原告らの求釈明事項に対する回答

平成27年大法廷判決は、「本件規定（被告注：民法750条。以下同じ。）は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議（被告注：傍点は被告による）に委ねて

いる」(民集69巻8号2591ページ)、「本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく、夫婦がいずれの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議(被告注:傍点は被告による)による自由な選択に委ねられている」(同2595ページ)と判示している。

前記1における被告の主張は、平成27年大法廷判決がこのように判示するところの「協議」を念頭に、いずれの夫婦も、婚姻の届出を行うに当たり、夫婦が称する氏を届書に記載し又は市役所等においてそれを陳述していることからすれば(戸籍法27条、37条、74条1号)、基本的には、明示又は少なくとも黙示にはその自由意思により協議を行い、それが成立しているものと捉えるべきであることを指摘したものである。

なお、その協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が妻の氏を選択した夫婦よりも多いことについて、社会的・経済的要因が背景にあり、それに対処することが求められるとしても、本件各規定が憲法14条1項に違反するか否かとは次元の異なる話であり、そのことから本件各規定が同項違反になるということとはできないことは、被告準備書面(2)第3の1(2)イ(15ページ)で主張したとおりである。

第2 裁判長からの求釈明事項に対する被告の回答の趣旨について

1 第5回口頭弁論調書の記載について

第5回口頭弁論調書には、被告が、被告準備書面(2)第4の1(2)ア(18ページ)の「本件各規定は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称すること及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項とすること等を定めたものであって、婚姻をすることについての直接的な制約を定めたものでない」との記載について、婚姻する場合には法制度上いずれか一方の氏を名乗ることを結果として強制されているという点については争わないと述べた旨の記載がある。これは、第5回口頭弁論期日において、裁判長から口頭で同趣旨の質問が

されたのに対し、被告指定代理人が一部肯定する趣旨の発言をしたことが記載されたものと解されるが、上記口頭による被告の回答の趣旨に関し、以下のとおり補足して説明する。

2 前記1の被告の回答の趣旨についての補足説明

(1) 現行の法制度上、協議により定められた夫婦が称する氏を婚姻の届出の際に記載等しなければ上記届出は受理されず、婚姻は効力を生じない（民法739条1項、740条）ことから、本件各規定は婚姻に制約を加えるものであるという評価があり得ることは被告としても否定しておらず、上記期日における裁判長からの質問に対しても、その限度であれば肯定し得るところではある。

しかし、上記のように制約を加えるものと評価するとしても、同制約は、民法750条が婚姻の効力すなわち法律婚の制度内容の一つとして夫婦同氏制を採用し、また、同法739条1項が、婚姻は戸籍に記載するための届出によって効力を生ずるという届出婚主義を採用し、これらの規律を受けて、戸籍法74条1号が、婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項としたことによるものであって、民法及び戸籍法が法律婚の内容及びその成立の仕組みをこのようなものとした結果、婚姻の成立段階で夫婦同氏とするという要件を課すこととなったものであるから、同制約は、婚姻の効力から導かれた間接的な制約と評価すべきものであって、婚姻をすること自体に直接向けられた制約とはいえない（令和3年大法廷決定における深山卓也裁判官、岡村和美裁判官及び長嶺安政裁判官の共同補足意見参照）。このことは、答弁書第5の5(3)イ（43ページ）において述べたとおりである。

(2) なお、この点に関し、平成27年大法廷判決は、「本件で問題となっているのは、婚姻という身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるという場面であって、自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない」（民集69巻8号2589ページ）

と判示しており、この判示部分については、「氏の変更を強制するものとする論旨（被告注：上告人らの論旨）の捉え方に疑問を示している」との解説がされている（畑佳秀・最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（下）741及び742ページ）。

被告は、平成27年大法廷判決のこのような判示を前提として、原告らの主張が、その実質において、本件各規定が、婚姻前の氏の維持を希望する者に対し、婚姻の意思決定をした場合にその配偶者となる者が氏を変更しない限り、自らの氏の変更を強制するものであることを理由に憲法13条に違反する旨主張するものであるとしても、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容とはいえず（答弁書第5の4(2)40ページ）、「本件で問題となるのは、婚姻という身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるという場面であって、自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない」（被告準備書面(2)第2の1(2)ア(7)9ページ）と主張しているところである。念のため、被告が、上記のとおり氏の変更の強制があるとはいえないことを明確に主張していることは、改めて指摘しておく。

以上のとおり、第5回口頭弁論期日における裁判長の求釈明に対する被告の回答の趣旨は、これまでの被告の主張と同様のものである。

以 上